

平成 25 年度第 1 回仁淀川町農業委員会定例総会会議録

1. 平成 25 年度第 1 回仁淀川町農業委員会定例総会を平成 25 年 5 月 24 日仁淀川町中央公民館 3 階会議室に召集する。

委員定数 21 名

現委員 21 名

2. 出席委員 20 名

(事務局) 4 名

欠席委員 1 名

3. 議案

議案第 1 号…農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について (9 件)

議案第 2 号…農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について (1 件)

議案第 3 号…非農地証明願の審議について (2 件)

議案第 4 号…農業振興地域整備計画に係る農用地区域変更 (除外) 申請の審議について (1 件)

その他

開会 午後 1 時 30 分

事務局 (●●) 平成 25 年度第 1 回農業委員会定例総会の開会宣言

本日の出席数は 20 名、在任委員は 21 名で過半数に達しており会は成立

会長 挨拶

本日の署名委員 (●● ●●) を指名し、議案の審議に入る。

議案第 1 号

(農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について)

(1) 権利取得者が町内

○受付第 1 号 (所有権移転)

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、福岡市●●●●の●●●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●●●番地の●●●●さん、●●歳、●●●兼農業
土地の所在は、●●●●●番 台帳・現況共に畑 面積 75 m²
譲渡理由は、売買となっております。

〔地区担当農業委員 ●●●委員〕

事務局、譲受人の●●●●さん立会のもと、現地確認を行う。

1. 権利を取得する●●●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●●●さんは、取得後 3 年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●●●さんは、必要な農作業に従事することを確認。
5. 権利を取得する●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が 10 アールに達していることを確認。

以上により、所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 2 号（使用貸借）

〔事務局 ●●説明〕

貸人は、仁淀川町●●●●●番地の●●●●●さん、●●歳、●●●兼農業

借人は、仁淀川町●●●●●番地の●●●●●さん、●●歳、●●●兼農業

土地の所在は、●●●●●番 面積 89 m²

同所字●●●番 面積 90 m²

同所同字 ●●●番 面積 14 m²

同所字 ●●● 面積 475 m²

以上 4 筆全て 台帳・現況共に畑で、合計面積 668 m²

譲渡理由は使用貸借 5 年間の設定となっております。

〔地区担当農業委員 ●●●●委員〕

貸人の●●●●●さん、借人の●●●●●さん立会のもと現地確認を行いました。

貸人の●●●さんと借人の●●●さんとは親子関係にあり今回の使用貸借が結ばれることになりました。

1. 権利を取得する●●●●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、●●●●●が茶畑、それ以外は果樹と一部茶畑の状況で、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●●●●さんは、取得後 3 年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●●●●さんは、農作業に従事し、夫婦で 150 日以上従事することを確認。

5. 権利を取得する●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。

6. 権利を取得する●●●●さんは、次の案件と合わせて取得後、農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、使用貸借は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第3（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●●●●番地の●●●●●さん、●●歳、農業

譲受人は、先ほどの案件の●●●●●さんです。

土地の所在は、●●●●●番 台帳・現況共に畑 面積 337 m²

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当農業委員 ●●●●委員〕

譲渡人の●●●●●さん、譲受人の●●●●●さんの立会のもと現地確認を行いました。

現地は、2/3 が茶畑で残りが菜園となっており農地であることを確認しました。その他は、先ほど報告したとおりで、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第4号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、兵庫県西脇市●●●●●番地の●●●●●さん、●●歳、●●●●

譲受人は、仁淀川町●●●●●番地の●●●●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●●●●番、台帳・現況共に畑 面積 308 m²

同所 ●●●●●番、台帳・現況共に畑 面積 375 m²

合計 683 m²

譲渡理由は売買となっております。

〔地区担当農業委員 ●●●●委員〕

譲受人の●●●●●さん立会のもと現地確認を行いました。

1. 権利を取得する●●●●●さんは、町内在住であることを確認。

2. 現地は、農地であることを確認。

3. 権利を取得する●●●●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。

4. 権利を取得する●●●●●さんは、農作業に従事し、150日以上従事することを確認。

5. 権利を取得する●●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。

6. 権利を取得する●●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達して

いることを確認。

以上により、所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 5 号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、高知市●●●●●番の●●●●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●●●●●番地の●●●●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●●●●番、面積 306 m²

同所同字 ●●番 面積 276 m²

同所 ●●●●●番 面積 649 m²

同所同字 ●●番 面積 217 m²

以上 4 筆全て、台帳・現況共に畑、合計面積 1,448 m²

譲渡理由は売買となっております。

〔地区担当農業委員 ●●●●●委員〕

5 月 21 日に譲受人の●●●●●さん立会のもと現地確認を行いました。

1. 権利を取得する●●●●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●●●●さんは、取得後 3 年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●●●●さんは、農作業に従事し、150 日以上従事することを確認。
5. 権利を取得する●●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が 10 アールに達していることを確認。

以上により、所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 6 号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●●●●●番地の●●●●●さん、●●歳、●●●●

譲受人は、仁淀川町●●●●●番地の●●●●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●●●●番、台帳現況共に畑、面積 79 m²

譲渡理由は売買となっております。

〔地区担当農業委員 ●●●●●委員〕

5月17日に譲受人の●●●さん、事務局●●さん立会のもと現地確認を行いました。

1. 権利を取得する●●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●●さんは、農作業に従事し、150日以上従事することを確認。
5. 権利を取得する●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第7号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●●●●●番地の●●●●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●●●●●番地の●●●●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●●●●番、台帳現況共に畑、面積317㎡

同所同字 ●●番、台帳現況共に畑、面積284㎡

同所同字 ●●番、台帳現況共に畑、面積162㎡

同所同字 ●●番、台帳現況共に畑、面積1,136㎡

合計 1,899㎡

譲渡理由は売買となっております。

〔地区担当農業委員 ●●●●●委員〕

5月20日に譲渡人の●●さんの息子、譲受人の●●さんの父、隣地の●●さん、事務局●●さん立会のもと現地確認を行いました。

1. 権利を取得する●●●●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●●●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●●●●さんは、農作業に従事し、150日以上従事することを確認。
5. 権利を取得する●●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

(2) 権利取得者が町外

○受付第1号(所有権移転)

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、仁淀川町●●●●番地の●●●●さん、●●歳、●●●

譲受人は、高知市●●●●●の●●●●さん、●●歳、農業兼●●●●

土地の所在は、●●●●●番 台帳・現況共に畑 面積 910 m²

同所 字●●●●●番 台帳・現況共に畑 面積 45 m²

合計 955 m²

譲渡理由は、売買となっております。

[地区担当農業委員 ●●●●委員]

5月21日に、譲受人の●●●●さんの父●●●●さん立会のもと、現地確認を行う。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
3. 権利を取得する●●●●さんは、必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第2号(所有権移転)

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、愛媛県松山市●●●●●の●●●●さん、●●歳、●●

譲受人は、愛媛県伊予郡砥部町●●●●●番地の●●●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●●●●番 面積 58 m²

同所同字 ●●●●番 面積 25 m²

以上2筆については、台帳が田で、現況が畑です。

続いて ●●●●●番 面積 465 m²

同所 ●●●●●番 面積 151 m²

同所同字 ●●番 面積 399 m²

同所同字 ●●番 面積 512 m²

同所同字 ●●番 面積 249 m²

同所同字 ●●番 面積 86 m²

同所同字 ●●番 面積 369 m²

同所同字	●●番	面積 494 m ²
同所 字	●●●番	面積 79 m ²
同所同字	●●番	面積 261 m ²
同所同字	●●番	面積 91 m ²
同所同字	●●番	面積 900 m ²
同所同字	●●番	面積 68 m ²
同所 字	●●●番	面積 127 m ²
同所同字	●●番	面積 180 m ²
同所 字	●●●番	面積 136 m ²
同所同字	●●番	面積 278 m ²
同所 字	●●●番	面積 577 m ²
同所同字	●●番	面積 572 m ²
同所同字	●●番	面積 357 m ²
同所同字	●●番	面積 409 m ²

以上 2 1 筆については、台帳・現況共に畑となっております。

以上 2 3 筆 合計面積 6,843 m²です。

譲渡理由は、贈与となっております。

〔地区担当農業委員 ●●●●委員〕

5 月 22 日に、譲受人の●●●●さん、事務局立会のもと、現地確認を行う。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●●●さんは、取得後 3 年間以上耕作をすることを確認。
3. 権利を取得する●●●●さんは、頻繁に帰ってきて農作業をしており、必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が 1 0 アールに達していることを確認。

以上により、所有権移転は問題ないと思います。

この件については、賛成多数により許可と決定する。

議案第 2 号

（農地法第 5 条の規定による許可申請書意見決定の審議について）

○議案第 1 号

（事務局 ●●説明）

譲渡人は、埼玉県桶川市●●●●●番地の●●●●●さん、
譲受人は、大阪府茨木市●●●●●の●●●●●さん

土地の所在は、

●●●●●番 面積 678 m²の内 345.98 m²

同所同字 ●●●番 面積 4.24

合計 350.22 m²

転用理由は、自己用住宅への転用となっています。

現地は、2枚捲った写真がそうです。●●●より左へ●●●の方へ少し行った位置になります。

(地区担当農業委員 ●●●●委員)

5月17日に、事務局●●さん、●●●の立会のもと現地確認を行いました。譲受人の●●さんとは、小学校の時の同級生でよく知っており、退職後こちらへ帰ってきたいと相談を受け、この土地を紹介した経緯もあります。

場所は、事務局が説明したとおりで、●●●の隣の農地となっています。

1 まず事業実施の確実性について

①事業者の資力、信用については十分にあることを確認しております。

②転用行為の妨げとなる権利を有する者は、該当なしです。

③行政庁の許可認可等の処分については該当ありません。

④転用許可後速やかに宅地造成に取り掛かることを確認しました。

⑤転用許可申請に係る農地と一体として事業目的に供する他に必要な土地を利用できる見込みについては該当なしでした。

⑥農地転用面積については、必要最小限度の宅地造成となっているので問題なしです。

2 次に被害防除について

①土砂の流出又は崩壊その他災害については、勾配も緩く、排水もしっかりと計画された土地造成となっているので問題ないと思われます。

②農業用排水施設の機能への影響がないことを確認しました。

③周辺農地の営農条件への支障については、同意を得ており、問題がないこと確認しました。

以上の確認の結果、問題がないと判断します。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

議案第3号

(非農地証明願の審議について)

○受付第1号

[事務局 ●●説明]

申請人は、仁淀川町●●●●番地の●●●●さん、所有者は母の●●●●さんです。

土地の所在は、4筆あり

まず●●●●●番 面積 99 m²

同所 ●●●番 面積 148 m²

同所 ●●●番 面積 495 m²

以上の3筆については台帳は畑、現況は山林となっています。

転用された時期は昭和40年

転用理由及び現在の状況について

労働力不足により、植林を行い現在至っております。

残り1筆については、●●●●●番 面積 94 m²

台帳は畑で現況は雑種地となっています。

転用された時期は同じく昭和40年

転用理由及び現在の状況について

高知県の急傾斜事業によりコンクリート構造物が施工され、耕作ができない状態となり現在に至っております。

現地の状況は次のページから3枚がそうです。

3ページ目に、県のコンクリート擁壁が載っています。

〔地区担当農業委員 ●●●●委員〕

現地の確認に、申請人の●●●●●さん、事務局の●●さんとで現地確認を行いました。現地は写真の通りの状況で、山林又は擁壁となっており農地への復旧は困難であると思われます。

この件については、全員賛成により非農地と承認する。

○受付第2号

〔事務局●●説明〕

申請人は、高知市●●●●番地の●●●●●さん

土地の所在は、●●●●●番

面積は、486 m²

台帳は畑ですが現況は、雑種地となっています。

昭和62年から転出により耕作が困難となり、現在の雑木の状態となっています。

現地の状況は、先ほどの写真から1枚捲った写真がそうです。

〔地区担当農業委員 ●●●●委員〕

5月9日に事務局●●さん立会のもと現地確認を実施しました。現地は写真のとおり雑木となっており、農地への復旧は困難と認めます。

この件については、全員賛成により非農地と承認する。

議案第4号

（農業振興地域整備計画に係る農用地区域変更(除外)申請書審議について）

○受付第 1 号

〔事務局●●説明〕

申請人は、仁淀川町●●●●番地の●●●●●さん

土地の所在は、●●●●●番

台帳・現況共に畑で、面積 2,565 m²のうち 96 m²の申請となっています。

変更後の用途は、自動車・携帯電話無線基地局

変更理由は、●●●地区及び周辺地域に移動通信サービスの拡大を行うために、地上高 30 mの鋼管柱を建設し、無線装置及び電源設備を収容した中継函等を設置するためとなっています。

次のページに写真を付けています。

〔地区担当農業委員 ●●●●委員〕

5 月 14 日に申請人の●●●●●さん、事務局の●●さん立会のもと現地確認を行う。

現地は写真のとおりで、他の農地への影響はないと思われます。他に適地もなくこの案件は問題ないと判断します。

この件については、全員賛成により非農地と承認する。

その他

○農業者年金について

J A コスモス農協●●●の●●さんより、新制度の農業者年金について説明がある。

○平成 24 年度農用地利用状況調査の結果について

事務局●●より、水稻、野菜、樹園地等に区分された集計結果を発表する。

○その他

●●●●委員より、入院中の見舞いについてのお礼の言葉がある。

〔会 長〕 以上で平成 2 5 年度第 1 回農業委員会を閉会する。

閉会 午後 2 時 4 5 分

上記の会議の次第は、事務局職員●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員

署名委員